

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第3項の規定により公表します。

令和7年10月8日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 旭川市旭山動物園ポスター等封入封かん業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

ぬりえ等431部およびポスター等1,713部の封入封緘

イ 履行期間

令和7年4月2日から令和7年4月18日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市東旭川町倉沼

旭川市経済部 旭山動物園

電話 0166-36-1104

2 契約を締結した年月日

令和7年4月1日

3 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

旭川市末広1条1丁目5-14

旭川小規模障害者福祉事業所連絡協議会 会長 細谷貴之

4 契約金額

81,121円（うち消費税及び地方消費税相当額7,374円）

5 契約の相手方とした理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に規定する障害福祉サービス事業を行う施設等を取りまとめる協議会であり、提出された見積金額が予定価格内であったため。